

令和8年度 ファクトリーブランド育成事業補助金 事業募集のお知らせ

1 事業目的

企業間取引中心の他律的な経営から、消費者に直接訴求、販売する経営に転換し、県内産地企業の継続的な付加価値向上に繋げていくため、外部の専門人材や異業種との連携等を契機とするファクトリーブランドの立ち上げやリブランド等に必要ブランド戦略の立案から商品開発・販路開拓までの一体的な取組に対し、その経費の一部を補助する。

2 事業の概要

補助対象者	新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う中小企業者（2者以上）※ ¹ 及びブランド統括者（1者）※ ² で構成される3者以上の企業グループ※ ³
補助対象事業	<p>ファクトリーブランド構築企業が、外部の専門人材等をブランド戦略構築の統括者に据え、ブランドのコンセプトや販売戦略等を企画立案した上で、産地内企業や異業種企業と連携しながら、付加価値の高い製品の開発や、消費者へ直接販売する体制の整備、新たな販売手法の導入などを一体的に取り組むことで、企業の継続的な利益率の向上に資する取組</p> <p>◆事業要件 上記取組に当たっては、ファクトリーブランド構築企業における自社販売体制の整備※⁴を必須とする。</p> <p>（取組の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファクトリーブランド構築企業の製品に、複数企業の素材やデザイン、技術等を組み合わせるなど、付加価値を向上させた商品の開発、直接消費者に訴求できるホームページの構築、ECサイトの整備、SNS広告による販路開拓等を一体的に行う取組など <p>（企業グループ例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファクトリーブランド構築企業：ペット用品製造業者 ・ブランド統括者：デザイナー ・連携企業：首輪に使用する組紐やデニム生地の開発
補助率・補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1／2以内 ・補助限度額：1件当たり3,000千円 <p>※予算の範囲内で調整を行うことがあります。</p>
事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案できる数は、1企業グループ当たり1件とします。（※⁵） ・事業提案の提出方法については、2ページ目をご覧ください。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定の日から令和9年2月28日まで。 ・交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。

※1：中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定するものをいう。

※2：「ブランド統括者」とは、ブランド戦略の立案から商品開発・販路開拓までの一体的な取組を行うため、ブランドコンセプトや販売戦略の企画立案を行うなど、ファクトリーブランド全体を統括する者をいう。
なお、ブランド統括者には、デザイナーや企業ブランディングの実績のある企業のほか、小売業（セレクトショップ等）や卸売業、広告業などの異業種を想定するが、上記趣旨に合致すれば業種は問わない。

※3：3者以上の例として、ファクトリーブランド構築企業、ブランド統括者、ブランドのコンセプトにあった連携企業などがある。

※4：自社ECサイトの整備など、ファクトリーブランドの商品を直接消費者に販売する体制の構築

※5：一つの事業者が複数の補助対象者の事業に参加する場合は、提案内容が明らかに異なる場合にのみ、それぞれの事業にかかる当該事業者分の経費を補助対象経費として認めます。なお、本事業とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業は、本事業の対象外とします。

3 補助対象経費 [事業共通] (※6)

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザー等への謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費
会場借上料	会場賃借料等
会場整備費	会場設営、装飾費、関連委託料等
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	ポスター、新商品パンフレット等広告宣伝用を含む印刷費等
試作・改良費	新製品等の開発に係る経費
委託費	自社ホームページやEC等のシステム経費等
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品（5万円を超えるものは補助対象外）
設備・備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること

※6：上記の補助対象経費は例示であり、企業グループの効果的な取組につながる経費であれば特に用途を限定しませんが、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

4 応募手続きの概要

(1) 事業提案

事前に実施事業の概要等を下記5へ連絡願います。その後、事業概要等の聴き取りを行ったうえで、以下の書類を提出していただきます。

○提出書類

①「ファクトリーブランド育成補助金交付要綱」に定める別記第1号様式のうち

別紙1「ファクトリーブランド育成補助金事業計画書」

②補助事業の参加事業者に、パートナーシップ構築宣言を行っている事業者がいる場合は、宣言書の写し等

事業計画書には、様式に沿って、産地の状況や課題を踏まえた事業目的・目標と、事業戦略、事業実施の必要性、グループに参加する事業者などを記載するとともに、事業実施により期待される効果、目標値を設定してください。

なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

《お願い》 事業計画書の提出を検討されている場合は、事前に事業概要等を連絡願います。

(2) 評価・審査、申請手続き (5 補助事業採択等の流れ 参照)

提出された事業計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の視点により採否を決定します。

[審査の視点]

事業効果を高める工夫を凝らした新しい取組や、時勢を捉えた取組を優先的に支援します。

○ 目標（目標利益率、その他期待される成果や効果の内容）

○ 事業の必要性・自走性・将来性

- 取組内容と目的達成のための工夫
- 産地や事業者への波及効果
- 加点要素

補助事業の参加事業者のうち、パートナーシップ構築宣言※を行っている事業者がいる場合は、審査において一定の点数を加点します。

※パートナーシップ構築宣言を行っている事業者

申請時において、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者であること。

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

(3) 採択後の手続きについて

採択となった事業提案者につきましては、別途指示する期限までに要綱に基づく補助金交付申請書を提出していただきます。

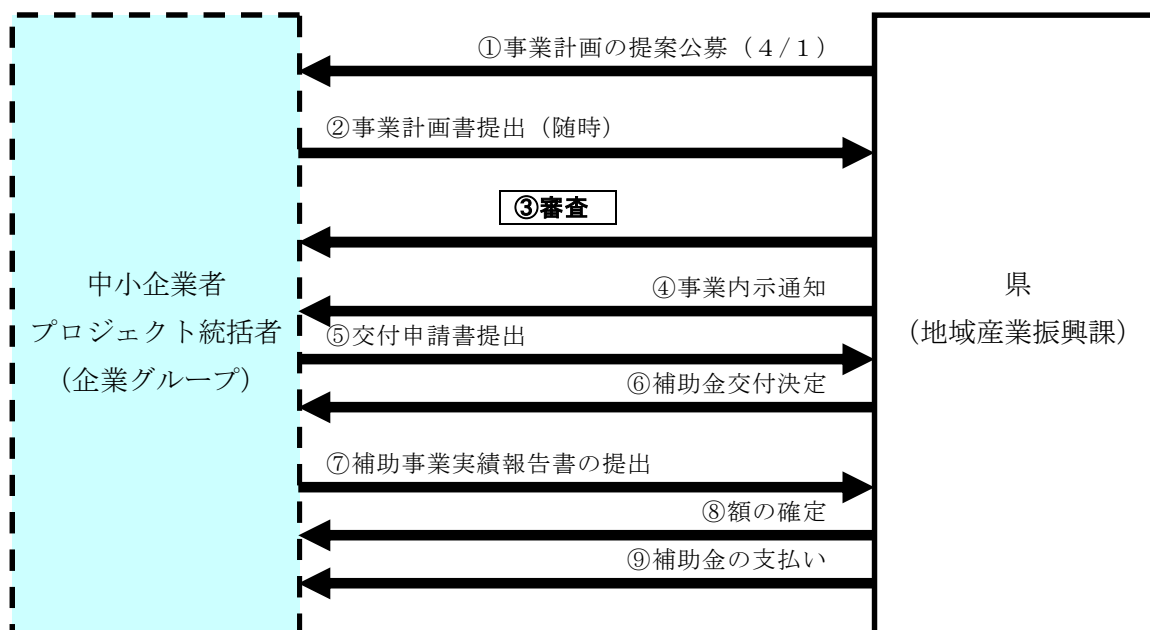
なお、事業着手は、補助金交付申請書の審査の後、交付決定通知を事業提案者宛てに送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は補助対象外となります。ご注意ください。

(4) その他

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の事項の遵守義務が発生します。

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、決められた期限内に実績報告書を提出すること。
- 4 事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

5 補助事業採択等の流れ



6 お問い合わせ、事業計画書等の提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室

TEL 025-280-5243

E-mail ngt050100@pref.niigata.lg.jp